

宮城県との「知的財産の活用による産業振興のための
協力に関する協定」及び「(同協定に掲げる事業の実施に関する
詳細について定める)覚書」の締結について

標記協定及び覚書につき、以下のとおり締結した。

《協定》

〈協力事項〉

- (1) 知的財産の普及啓発に関する事業
- (2) 知的財産の知識を有する人材の育成に関する事業
- (3) 知的財産の相談に関する事業
- (4) 前三号に掲げるもののほか、産業振興のための知的財産の保護及び活用に関する事業

〈有効期間〉

本協定締結の日から平成 26 (2014) 年 3 月 31 日まで

〈締結日〉

平成 23 (2011) 年 4 月 1 日

〈締結者〉

日本弁理士会会長	奥山 尚一
宮城県知事	村井 嘉浩

《覚書》

〈有効期間〉

本覚書締結の日から平成 26 (2014) 年 3 月 31 日まで

〈締結日〉

平成 23 (2011) 年 4 月 1 日

〈締結者〉

日本弁理士会東北支部支部長	丸岡 裕作
日本弁理士会知的財産支援センター長	渡邊 一平
宮城県経済商工観光部長	河端 章好

以上